加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の②欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例 措置が適用されています。

国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

		区							分			 前の額	後の額	
加	算	税	の	対	象	ح	な	る			(1)	111.5 HW	円	
		-	年	月	日の						2			
累			中 年	 月	日の					<u>分</u> 分	3			
納			牛 年	 月	日の						4			
付_			•		•						5			
税 _ 額			年 —— 年	月 — 月	目の					分	6			
領			+		р <i>(</i>)					分				
1		カュ		ら		6		0		計	7			
2		カゝ		ら		6		0)		計	8			
(1) Ø	金額。	<u>ا</u> ا)-507	万円」	の金額	のい	ずれた	ツタな	い方	の金額	9			
重	加	算	税	0)	対	ŧ 2	: t	is 8	0 形	治額	10			
	第通	加	算一稅	一	基礎	الا **	ت ا المالية	税(類 ((D-(10)	(11)			
が	3項特別	加加	. Л	<u>円 木</u> 算	満の対税	布 奴	切指の)×_%)	12		Н	
り場	例 第 2	加		もの	基礎			税	始	(i) — (ii)	(13)			
	置の重分	加加	. <i>力</i>	<u>円 未</u> 算	満の対	布 奴	切音の		, , ,	3×5%)	(14)		H	
	る第	•	Γ⑦-	-10」の	金額と50		ハずれた	か少ない			(15)			
	場 3 合項		Γ⑦-(10-50万	(1万円末 円」と250	万円の	いずれ	か少なり	ハ方の	金額	(16)			
	特例					10-30	0万円				(17)			
通	措置		(8	の金額	(1万円未)	のいずね	れか少フ	ない方の	金額		(18)			
	の		Γ®-	-50万円	(1万円未) と250万	ブ円のレ	ヽずれゕ	少ない	方の金	額	19			
	適用					一300万	7円				20			
	があ	加算	脱の額	((15×	(1万円未	×_%+	-17)×_		(18×_	_%+19×	21)		Н	
則	加第	加	算	税(<u>%+</u> カ 基	- <u>200×_</u> 礎	<u>((%.</u> ع	な	る	 税 額	22			
	重 5 分項	加		算	 税		<u></u> の)×_%)	23		H	
	加第	加	第一称	も の	基礎	/ ح	z 3	税	by ci	D-(10)	24			
	重 6 分項	加加	/J	<u>円 木</u> 算	満 の st 税	<u>術 </u>	<u>切指</u> の		· 額(24	×10%)	25		Н	
責国	減 5	加	算		カ 基	礎	٤			 税 額	26			
9/1	% 分 _軽	加		算	税		の			6×5%)	27		Н	
i 諸	重 5	加	算		カ 基	礎	ځ			税 額	28			
閉 書 フ は 財産調書 又 は 財産	^量 % 分加	加		算	税		の			8×5%)	29		H	
なし	重10	加	算		の基	礎	٤			 税 額	30			
財産	^里 % 分加	加		算	税	.,	<u>の</u>)×10%)	31)		H	
			笛 邦		額巛ᅋ) + (ii) \					32			